

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この項において」を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 3 教育職給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)の施行による一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の一部改正に伴い、教職調整額の計算の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。